

徳島県ZEV・蓄電池等導入事業費補助金（物価高騰対応重点支援）
事務局運営業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項

徳島県（以下、「県」という）は、徳島県ZEV・蓄電池等導入事業費補助金（物価高騰対応重点支援）事務局運営業務を委託するにあたり、次のとおり公募型プロポーザルを実施する。

1 業務概要

(1) 業務名

徳島県ZEV・蓄電池等導入事業費補助金（物価高騰対応重点支援）事務局運営業務

(2) 業務目的

エネルギー価格の高騰を受けた県民・事業者を支援するため、省エネルギー等を推進する「脱炭素型ライフスタイル」への早期転換に向け、県が創設した「徳島県ZEV・蓄電池等導入事業費補助金（物価高騰対応重点支援）」を支給するにあたり、申請書類の受付・審査補助事務等の事務局運営業務を委託し、迅速かつ的確に処理することを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結の日から令和7年2月28日（金）まで

2 委託費の上限額

45,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たすものであること。

(1) 徳島県内に本店、本部又は支店、支部等を有していること。

(2) 提案事項を的確に遂行できる能力を有する者

(3) 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和56年徳島県告示26号）第4条第1項の規定による審査により資格を有する者

※資格を有していない場合は、一般競争入札参加資格申請書（様式第1号：様式は徳島県ホームページからダウンロードするか徳島県管財課において配布されているものを使用すること。）に必要書類及びこの要項を添付して、参加申込書等を提出期限までに徳島県管財課へ提出しなければならない。

資格審査の結果については、申請者へ通知が行われる。

（提出先：徳島県経営戦略部管財課調度担当（徳島県徳島市万代町1-1 徳島県庁4階））

(4) 法人等及びその代表者が次の事項に該当しない者

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- イ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置の対象となっている者
- ウ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団をいう、以下同じ。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団及び構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制下にある団体
- エ 会社更生法(昭和14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされた者
- オ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1項に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者
- カ 法人税、法人事業税、法人県民税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納している者
- キ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者
- ク 役員(法人の監査役及び監事を含む。)のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体
 - a 成年被後見人又は被保佐人
 - b 破産者で復権を得ない者
 - c 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることが無くなった日から2年を経過しない者
- ケ 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当で無いと認められる者
- (5) 共同事業体(以下「JV」という。)の参加申込みについては、次に掲げる要件を全て満たすこと。
 - ① 代表企業が上記3(1)から(4)の全てを満たす者であること。
 - ② 代表企業以外の構成企業が上記3(1)から(4)に掲げる要件((3)を除く。)を全て満たす者であること。

4 選定のスケジュール

令和6年2月19日(月)	募集開始
3月1日(金) 17時	参加申込締切、質問受付締切
3月7日(木) 12時	企画提案書の提出締切
3月11日(月)(予定)	審査委員会
3月下旬~ (予定)	結果通知・契約締結・業務開始

5 企画提案書等の作成及び提出方法等

(1) 提出書類及び部数

次の書類を提出すること。

- | | |
|-------------------------------|----------------------|
| ① 参加申込書（様式第1号） | 1部 |
| ② 誓約書（様式第2号） | 1部 |
| ③ 提案者の概要等（様式第3号） | 1部 |
| ④ 企画提案書（様式第4号） | 正本1部、副本6部 |
| ⑤ 見積書（任意様式） | 正本1部、副本6部 |
| ⑥ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書） | 1部（発行後3ヶ月以内のもの、写し不可） |
| ⑦ 直近の決算書又はこれに類する書類（確定申告書の写し等） | 1部 |
| ⑧ 直近の国税及び都道府県税の納税証明書 | 1部 |
| ⑨ 共同企業体協定書兼委任状（様式第6号） | 1部 ※JV参加の場合のみ |

(2) 提出期限

○参加申込書の提出

本プロポーザルに参加（企画提案書を提出）する場合は、令和6年3月1日（金）17時【必着】までに、「参加申込書（様式第1号）」（JVを結成してプロポーザルに参加する場合、「様式第1号」に代えて「様式第1-2号」）を提出すること。

○企画提案書等の提出

令和6年3月7日（木）12時【必着】までに、5（1）②～⑧に記載する書類等を提出すること。

なお、郵送により提出する場合も同様とする。

(3) 提出方法

持参又は郵送により、期限までに「11 問合せ先及び各種書類の提出先」へ提出すること。

なお、郵送の場合は、書留又は簡易書留により送付すること。

(4) 提出に関する留意点

- ① 参加者は、企画提案書の提出をもって本要項及び仕様書の記載内容に同意したものとす。
- ② 企画提案書は1者につき1提案とする。
- ③ 企画提案書提出後の再提出及び差し替えは、原則として認めない。ただし、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を依頼することがある。
- ④ 提出された企画提案書は、理由の如何を問わず返却しない。
- ⑤ 提出された企画提案書は、徳島県における使用に限り、必要に応じて複写することがある。
- ⑥ 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- ⑦ 企画提案に要する全ての費用は応募者の負担とする。
- ⑧ 提出書類が次のいずれかに該当する場合には、原則として、当該書類を無効とする。

- ア 提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合
 - イ 虚偽の内容が記載されている場合
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - エ 本要項及び仕様書に示した提案に関する要件に適合しない場合
- ⑨ 受託者は、受託する業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に県の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。
- ⑩ この業務により知り得た秘密は、他人に漏らさないこと。

6 質問の受付

(1) 受付期間

令和6年2月19日（月）から同年3月1日（金）17時まで

(2) 受付方法

ファクシミリ又は電子メールにより、「11 問合せ先及び各種書類の提出先」あてに質問書（様式第5号）を提出すること。なお、電話により着信を確認すること。

(3) 回答方法

参加申込者に対し、ファクシミリ又は電子メールにより回答を送付する。

7 企画提案書の審査

(1) 審査方法

提出された企画提案書をもとに、県が設置する審査委員会において、プレゼンテーションによる審査で企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点する。

(2) プレゼンテーション

プレゼンテーションに参加する者には、日程ほか詳細を別途通知する。なお、プレゼンテーションについては、企画提案書に基づいて行うものとし、資料の追加等は認めない。

(3) 審査項目及び評価内容

別紙「審査項目及び評価内容」のとおり。

(4) 契約候補者の選定

審査においては、評価の採点において基準点を満たし且つ最も上位の者を、契約候補者として選定する。なお、参加者が1者であった場合は、企画提案書の適否を評価することとし、必要に応じ参加者に説明を依頼する。

(5) 選定結果の通知及び公表

審査結果は全ての提案者に対し、電子メールで通知する。また、県ホームページにおいて結果を公表する。なお、個別の採点内容等については公表しない。

8 失格要件

次のいずれかの事項に該当する者は、失格とする。

- ① 参加資格要件を満たしていない者
- ② 企画提案書を提出期限までに提出しなかった者
- ③ 提出書類に故意に虚偽の記載をした者
- ④ 提出した企画提案書の内容が仕様書の水準を満たしていないことが明らかであると認められる者
- ⑤ 審査の公平性を害する行為があった者
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、失格に相当する事由があると審査委員会が認める者

9 契約の方法

- (1) 契約内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、県と委託候補者が協議を行い決定する。この協議の際に企画提案の一部を変更することがある。
- (2) 委託候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査委員会において次点となった者を委託候補者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結する。

10 その他注意事項

- (1) 本プロポーザルに参加するために要した一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出されたすべての書類については、返却をしない。
- (3) 提案は1事業者につき1件とする。
- (4) 提出後の企画提案書等の訂正及び追加、差し替え、再提出は原則認めない。ただし、書類の不足及び不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。
- (5) 本事業において使用する言語は日本語とし、通貨単位は日本円とする。また、計量単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- (6) 企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式は任意）を提出すること。

11 問合せ先及び各種書類の提出先

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
徳島県危機管理環境部グリーン社会推進課脱炭素推進室

電話 088-621-2330

FAX 088-621-2845

E-mail greenshakaisuishinka@pref.tokushima.jp

審査項目及び評価内容

審査項目	評価内容	配点
提案内容（４０点）		
業務理解度	業務の目的、趣旨を十分に踏まえた内容であるか。	20
企画・技術力	業務の流れや構成等について、十分な知識・知見のもと、具体的な計画となっているか。	20
業務遂行能力（５０点）		
実施体制	業務を円滑に遂行できる実施体制及び必要な連携体制が確保されているか。	20
スケジュール	業務遂行が可能なスケジュールとなっているか。	20
実績	提案内容を裏付ける類似実績等があるか。	10
予算の妥当性（１０点）		
予算の妥当性	予算内での効果的かつ効率的な提案がなされており、適正な積算が行われているか。	10
評価の合計（１００点）		

徳島県ZEV・蓄電池等導入事業費補助金（物価高騰対応重点支援）
事務局運営業務 仕様書

1 目的

エネルギー価格の高騰を受けた県民・事業者を支援するため、省エネルギー等を推進する「脱炭素型ライフスタイル」への早期転換に向け、県が創設した「徳島県ZEV・蓄電池等導入事業費補助金（物価高騰対応重点支援）」を支給するにあたり、申請書類の受付・形式審査事務等の事務局運営業務を委託し、迅速かつ的確に処理することを目的とする。

2 業務の名称

徳島県ZEV・蓄電池等導入事業費補助金（物価高騰対応重点支援）事務局運営業務

3 委託期間

契約締結の日から令和7年2月28日（金）まで

4 業務概要及び委託業務の内容

エネルギー価格の高騰を受けた生活者を支援するため、省エネルギー等を推進する、設備の補助を県民に対して、次の条件で補助金を支払う。

※想定申請件数 ZEV導入補助 : 約650件
V2H・V2L導入補助 : 約50件
蓄電池導入補助 : 約100件

(1) 補助対象事業

① ZEV導入補助

走行時にCO₂等の排出ガスが発生しないZEV導入の補助を実施する。
また、併せて再エネ活用による上乗せ補助を行う。

② V2H・V2L導入補助

ZEVからの電力供給を可能とするV2H・V2L導入の補助を実施する。

③ 蓄電池導入補助

太陽光発電設備を導入している既存住宅の中で、固定価格買取制度（FIT）の買取期間が終了する方に対して、蓄電池導入の補助を実施する。

(2) 補助対象者

補助対象事業の①及び② : 県内に住所を有する個人
県内に事務所もしくは事業所を有する法人
(国及び地方公共団体を除く。)

補助対象事業の③ : 県内に住所を有する個人

(3) 補助率・上限額

① ZEV導入補助

車種ごとに定額

※経済産業省が実施する「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の交付を受けることが条件

- ・EV : 20万円
- ・軽EV : 10万円
- ・PHV : 10万円
- ・FCV : 40万円

再生可能エネルギーにより充電を行う場合は、次のいずれかの補助額を上乗せ

- ・太陽光発電設備設置（4kW以上） : 20万円
- ・再エネ100%電力契約 : 10万円

②V2H・V2L導入補助

機器により定額

※経済産業省が実施する「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の交付を受けることが条件

- ・V2H : 10万円
- ・V2L : 5万円

③蓄電池導入補助

蓄電池価格の1/3（上限額258千円/戸）

(4) 申請期間（予定）

令和6年4月中旬（予定）～令和7年2月28日（金）

※申請状況により変更等を行う場合がある。

※郵送の場合は申請受付期間最終日までの消印有効とする。

(5) 補助金支払までの手続の流れ

補助金交付申請書、補助事業計画書、見積書、宣誓書、設備導入に係る図面・現況写真、導入設備に係るカタログ等、国税及び県税に未納がないことを証明する証明書、振込先の通帳等の写し、その他必要書類（契約書等）を添付し、事務局に提出する。

事務局は提出を受けた書類について形式的な不備がないか審査を実施する。また、申請者から事業完了後に提出される実績報告書についての審査を実施する。

5 委託業務の内容

(1) 申請書類の受付・形式審査等

ア 申請書類の受付及び形式審査

- ・受託者は県と協議の上で決定した期日までに、事務局を開設し、事業者から提出された申請書類の受付や、記載内容及び添付書類等について、別途県が定める審査要領に基づき、十分な審査を行うことができる体制を整えること。
- ・審査要領に基づき形式審査を行うとともに、申請書類に不備がある場合は、申請者に対し、修正や再提出依頼等の連絡調整を行うこと。
- ・受付件数、申請金額、担当責任者名等を記録した日報を作成し、作成後速やかに県に報告すること。
- ・申請に関する台帳（申請者の氏名、住所、業種、店舗名、店舗の所在地、申請日、申請金額、交付決定額、補助金支払額、振込日等を記録。以下「台帳」という。）を作成すること。

イ 申請書類の取りまとめ・送付

- ・受託者は、前項アの形式審査を実施したものについて、速やかに申請書類をとりまとめ、県に対して送付すること。

ウ 交付決定通知書等の送付

- ・県が通知する交付決定通知等を申請者に送付すること。

エ 実績報告書類の審査

- ・実績報告書類について、書類の不足や記入不足がないか確認を行うこと。
- ・報告書類と証明書類を照らし合わせ、内容に誤りがないか確認を行うこと。
- ・確認後、速やかに県へ実績報告を送付すること。

オ 確定通知書の送付

- ・県が通知する確定通知を申請者に送付すること。

カ 不正受給防止の措置

- ・不正受給の疑い（重複の申請等）があると認められた場合には、速やかに県に報告すること。
- ・その他、必要な不正受給防止の措置を講じること。

(2) 県民及び事業者からの問合せ対応

- ・県民及び事業者からの問合せに対応できる体制を構築すること。
- ・問合せについては真摯に対応すること。
- ・県民及び事業者からの問合せ内容について、とりまとめの上、県に報告すること。
- ・多くあった問合せ内容については、FAQ等の作成を行うこと。

(3) 広報・啓発業務等

- ・本事業に関して、電子メール等を活用し、県が指定する内容により広く県内の事業者にも周知・広報を行うこと。
- ・県が指定する内容のチラシを25万部印刷すること。また、新聞折込を実施すること。
- ・県が行う広報・啓発業務に協力すること。
- ・補助金の専用ホームページを作成すること。

6 その他

(1) 本委託業務の開始時に、本委託業務の責任者及び業務を実施する者全員の名前や担当名等を記載した体制図を県に提出すること。

(2) 本委託業務の実施により知り得た個人情報について、漏えい等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、本委託業務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

- (3)本委託業務を行うに当たっての再委託については、次のとおりとすること。
- ア 受託者は、本委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、県が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。
 - イ 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本委託業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。
- (4)必要となる会場・備品(消耗品を除く。)の調達については、リースやレンタルで対応すること。
- (5)本委託業務の実施に要した経費は、他の事業と経理を区分すること。また、帳簿及び全ての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、本委託業務終了後、県に引き継ぐこと。
- (6)受託者は業務実施過程で発生した障がいや事故については、大小に関わらず県に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (7)この仕様書に定めのない事項については、その都度、双方協議をして定めるものとする。

様式第 1 号

令和 6 年 月 日

徳島県知事 殿

住 所

申請者：会社名

代表者役職氏名

印

参 加 申 込 書

次の件について、企画提案の参加を申し込みます。

件名：徳島県 Z E V ・蓄電池等導入事業費補助金（物価高騰対応重点支援）
事務局運営業務

（企画担当者）

所属・職・氏名	
電話番号	
FAX	
E-mail	

令和6年 月 日

徳島県知事 殿

共同企業体の名称：
代表構成団体の
住 所：
団体（会社）名：
代表者役職氏名： 印

参加申込書

次の件について、企画提案の参加を申し込みます。

件名：徳島県ZEV・蓄電池等導入事業費補助金（物価高騰対応重点支援）
事務局運営業務

構成 団体	住所 所在	
	団体(会社)名 代表者名	
構成 団体	住所 所在	
	団体(会社)名 代表者名	

（企画担当者）

所属・職・氏名	
電話番号	
FAX	
E-mail	

※共同企業体を結成してプロポーザルに参加する場合はこの様式を提出してください。

※構成団体欄が不足する場合は、記入欄を増やすか本様式を複写してください。

(共同企業体の名称)

【構成団体 担当者連絡先】

氏名	
団体(会社)名	
所属部署	
電話番号	
FAX	
E-mail	

【構成団体 担当者連絡先】

氏名	
団体(会社)名	
所属部署	
電話番号	
FAX	
E-mail	

※共同企業体を結成してプロポーザルに参加する場合はこの様式を提出してください。

※構成団体欄が不足する場合は、記入欄を増やすか本様式を複写してください。

誓約書

徳島県における次に掲げるプロポーザルに参加するに当たり、参加要件を満たしており、法令を遵守し、談合等の不正行為は一切行っていないこと及び今後も一切行わないことを誓約いたします。

また、後日、不正行為があると認められた場合には、契約先候補者の決定・契約後であっても、契約を辞退し、いかなる処分を受けても異議のないことを併せて誓約いたします。

件名：徳島県ZEV・蓄電池等導入事業費補助金（物価高騰対応重点支援）
事務局運営業務

令和6年 月 日

住 所

申請者：会社名

代表者役職氏名

印

様式第3号

提案者の概要等

提案者概要

法人名等			
代表者職氏名			
所在地	〒		
	* 県外に本社等がある場合は、県内の営業所等の所在地も併記すること		
設立年月日			
資本金			
従業員数等	総数	名 (うち常勤	名)
事業内容			
一般競争入札参加資格	<input type="checkbox"/> 取得済み <input type="checkbox"/> 申請中		

受託事業に関する業務実績

業務名	発注者	業務概要		
		業務内容	契約額(千円)	契約期間

(注1) 過去3年間について、受託事業に関連する主な契約実績を記入してください。

(注2) 契約の種類、発注者(官公署のみでなく民間事業者も含む)は問いません。

様式第 4 号

徳島県 Z E V ・ 蓄電池等導入事業費補助金

(物価高騰対応重点支援) 事務局運営業務企画提案書

<p>〈企画概要〉</p>
<p>〈スタッフ体制〉 (本業務に従事するスタッフの構成、人数、資格、実績等を記載)</p>
<p>〈実施スケジュール〉</p>
<p>〈申請書類の受付方法〉</p>
<p>〈虚偽申請、重複申請の防止策〉</p>

〈審査の適正性・迅速性の確保策〉

〈進捗管理の方法〉

〈対象事業者への周知方法〉

〈支援機関との連携方法〉

〈問い合わせへの対応方法〉
(クレーム対応を含む)

※任意様式による事業提案書等での提出も可。
別途説明資料があれば添付してください。

質 問 書

令和 6 年 月 日

(質問者)
法人名等
担当者名
電話番号
FAX 番号
E-mail

件名：徳島県 Z E V ・蓄電池等導入事業費補助金（物価高騰対応重点支援）
事務局運營業務

質 問 事 項

〈提出先〉

〒 7 7 0 - 8 5 7 0

徳島市万代町 1 丁目 1 番地

徳島県危機管理環境部 グリーン社会推進課 脱炭素推進室

電話番号 0 8 8 - 6 2 1 - 2 3 3 0

E-mail greenshakaisuishinka@pref.tokushima.jp

徳島県知事 殿

共同企業体の名称：

代表構成団体の

住 所：

団体（会社）名：

代表者役職氏名：

印

共同企業体協定書兼委任状

「徳島県ZEV・蓄電池等導入事業費補助金（物価高騰対応重点支援）事務局運営業務」の公募型プロポーザル募集要項に基づき、共同企業体として公募するため、共同企業体を結成するにあたり、次の事項に関する権限を代表に委任して申請します。

なお、当該業務の受託者となった場合は、各構成団体は受託者としての業務遂行及び当共同企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負います。

共同企業体の名称	
共同企業体事務所所在地	
共同企業体の代表構成団体（受任者）	<代表構成団体> 住 所 団体（会社）名 代表者役職氏名
共同企業体の構成団体（委任者）	<構成団体> 住 所 団体（会社）名 代表者役職氏名
	<構成団体> 住 所 団体（会社）名 代表者役職氏名
共同企業体の成立、解散の時期及び委任機関	令和6年__月__日から当該委託業務の履行後__か月を経過する日まで。ただし、当共同企業体が上記業務の受託者とならなかった場合はただちに解散する。また当共同企業体の構成団体の脱退又は除名については、事前に委託者の承認がなければこれを行うことができないものとする。
委任事項	1 業務委託に係る提案・見積に関する件 2 契約締結に関する件 3 業務委託料の請求・受領に関する件
その他	1 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできません。 2 本協定書に定めのない事項については、構成団体全員により協議することとします。

※共同企業体を結成してプロポーザルに参加する場合はこの様式を提出してください。

※構成団体欄が足りない場合は、記入欄を増やすか本様式を複写してください。